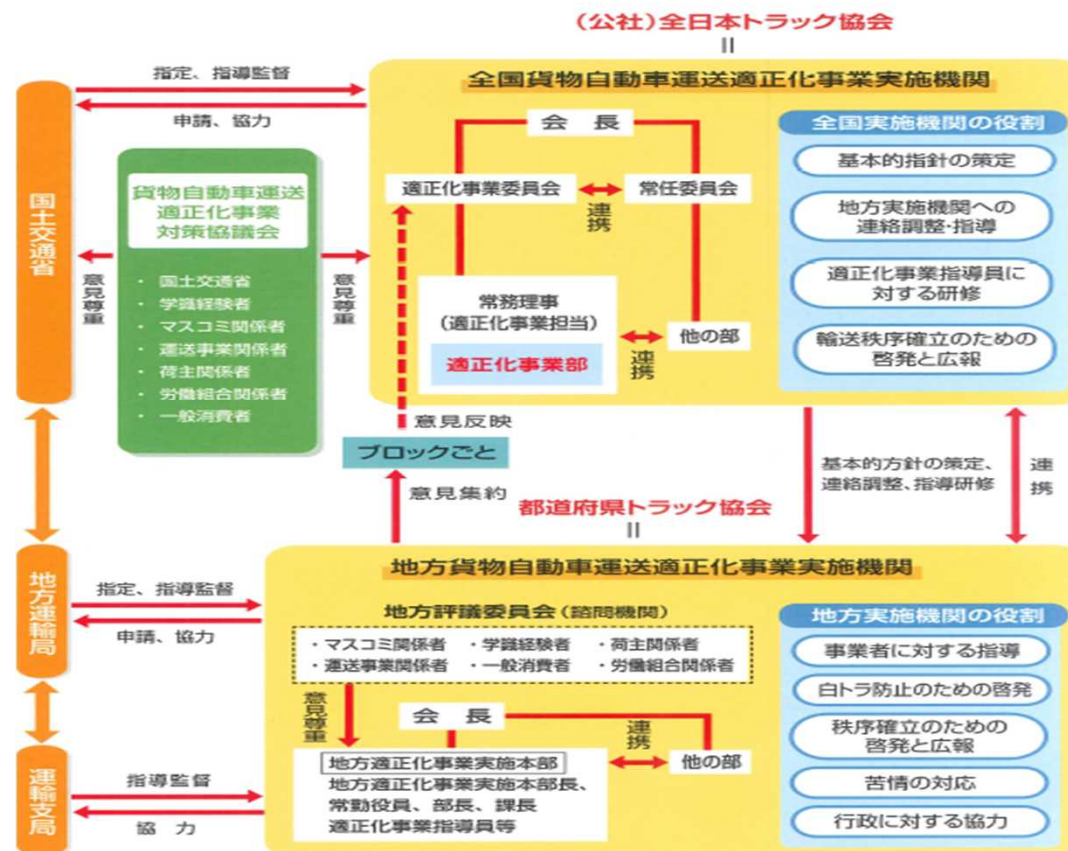


適正化実施機関の活動

適正化事業のこれまでの歩み

適正化事業の概要 P2,3

適正化事業実施機関の組織とその役割



適正化事業指導員の主な業務

- ・巡回指導
- ・街頭パトロール
- ・飲酒運転防止対策
- ・過積載防止対策
- ・新規事業者向けの講習会
- ・既存事業者向けの各種講習会
- ・安全総点検
- ・荷主懇談会
- ・荷主企業への協力要請
- ・苦情対応

巡回指導について

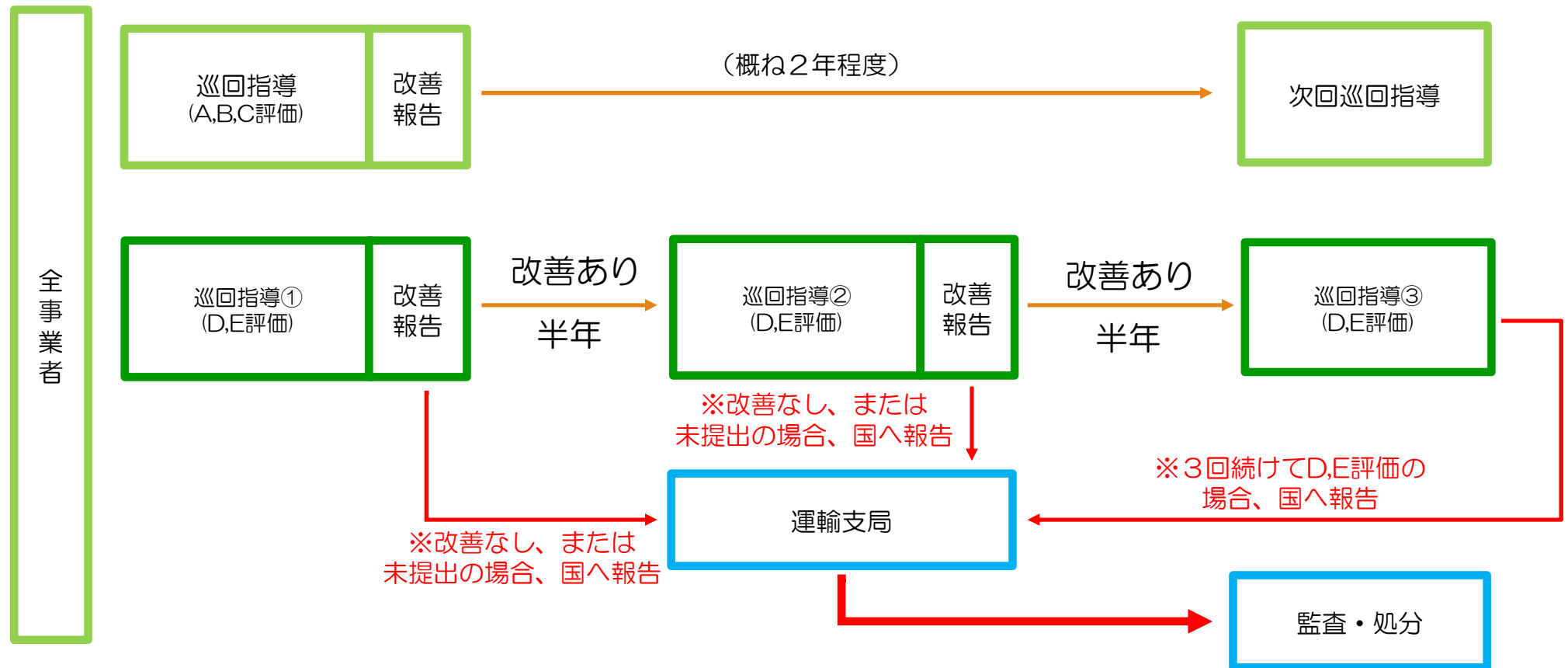
適正化事業の概要 P10,11

- ・綿密な計画にそって効率的に
- ・巡回指導は2人1組
- ・1日約2か所を訪問
- ・公正で的確な指導
- ・指導以外に現場学習も

訪問前に案内文書郵送

訪問するのはトラック協会の指導員

巡回指導の流れ



巡回指導の指導項目①

適正化事業の概要 P9

事業計画等

- ・主たる事務所および営業所の名称、位置に変更はないか。
- ・営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。
- ・自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。
- ・乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。
- ・乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。
- ・届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)
- ・自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。
- ・名義貸し、事業の貸渡し等はないか。

本社訪問時に限り確認します

1回目の訪問時には写真撮影

巡回指導の指導項目②

適正化事業の概要 P9

帳簿類の整備、報告等

- ・事故記録が適正に記録され、保存されているか。
- ・自動車事故報告書を提出しているか。
- ・運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。
- ・車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。
- ・事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。



本社訪問時に限り確認します

巡回指導の指導項目③ - 1

適正化事業の概要 P9

運行管理等

- ・運行管理規程が定められているか。
- ・運行管理者が選定され、届出されているか。
- ・運行管理者に所定の講習を受けさせているか。
- ・事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。
- ・過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これをもとに乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。

1. 配置車両数に応じて必要な運行管理者が選任されているか。
2. 選任されている運行管理者が現に運行管理業務に従事しているか。

届出や帳票類で確認

労働時間の重要なポイント

1. 1日の拘束時間は原則13時間、延長する場合でも最大15時間以内。
(ただし、14時間を超える回数は1週間につき2回まで)
2. 休息期間は勤務終了後継続9時間を下回らない。
3. 連続運転時間は4時間以内。
4. 1日の運転時間は2日平均で9時間以内。

巡回指導の指導項目③ - 2

適正化事業の概要 P9

運行管理等

1. 運行管理者もしくは補助者が対面で業務前・業務後点呼を実施し、点呼記録簿に正確に記録・保存。
2. 中間点呼や遠隔地の為対面で実施できない業務前・業務後点呼は電話などで実施。
3. 遠隔地で点呼する場合、アルコール検知器を携帯。

- ・過積載による運送を行っていないか。
- ・点呼の実施及びその記録、保存は適正か。
- ・業務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。
- ・運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。
- ・運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。
- ・乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。
- ・特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。
- ・特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、すべての運転者対し、運行管理者や代表者が中心となり、1年間を通じて12の指導監督項目を毎年教育。

特定の運転者とは、

- ・新たに雇い入れた新人運転者
- ・65歳以上の高齢運転者
- ・交通事故を引き起こした事故惹起者

巡回指導の指導項目④

適正化事業の概要 P9

車両管理等

- ・整備管理規程が定められているか。
- ・整備管理者が選任され、届出されているか。
- ・整備管理者に所定の研修を受けさせているか。
- ・日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。
- ・定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、
点検整備記録簿等が保存されているか。

選任されている整備管理者が現に整備管理業務に従事しているか。

届出や帳票類で確認

3カ月ごとに法定の点検を各ディーラ・認証工場等で実施、記録を保存

巡回指導の指導項目⑤

適正化事業の概要 P9

労基法等

- ・就業規則が制定され、届出されているか。
- ・36協定が締結され、届出されているか。
- ・労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）。
- ・所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。

営業所に所属するすべての運転者対し、1年以内ごとに1回の定期健康診断を適切に実施、記録を5年間保存。
午後10時から翌日午前5時までの深夜業に従事される方は6ヶ月以内ごとに1回実施。

巡回指導の指導項目⑥, ⑦

適正化事業の概要 P9

法定福利

- ・労災保険・雇用保険に加入しているか。
- ・健康保険・厚生年金保険に加入しているか。

運輸安全マネジメント

- ・運輸安全マネジメントの実施は適正か。

安全性優良事業所認定制度について

安全性優良事業所に係るインセンティブ

国 土 交 通 省	{	違 反 点 数 の 消 去
		I T 点 呼 の 導 入
		点 呼 の 優 遇
		安 全 性 優 良 事 業 所 表 彰
		基 準 緩 和 自 動 車 の 有 効 期 間 の 延 長
		特 殊 車 両 通 行 許 可 の 有 効 期 間 の 延 長
		特 定 技 能 外 国 人 の 受 け 入 れ
全 日 本 ト ラ ッ ク 協 会	…	助 成 の 優 遇
損 保 会 社	…	保 険 料 の 割 引

「トラック・物流Gメン」と「Gメン調査員」の連携

適正化事業調査員（Gメン調査員）の主な業務

①トラック事業者からの巡回指導時の情報収集

- ・巡回指導の際に、資料を配布・説明し、違反原因行為等の情報を収集

②トラック事業者からの電話・訪問等による情報収集

- ・電話/訪問などにより違反原因行為等の情報を収集

③荷主・元請事業者への電話・訪問調査、現場確認

- ・①や②で得た情報を基に、電話や訪問などにより調査
- ・荷待ち状況の現場確認

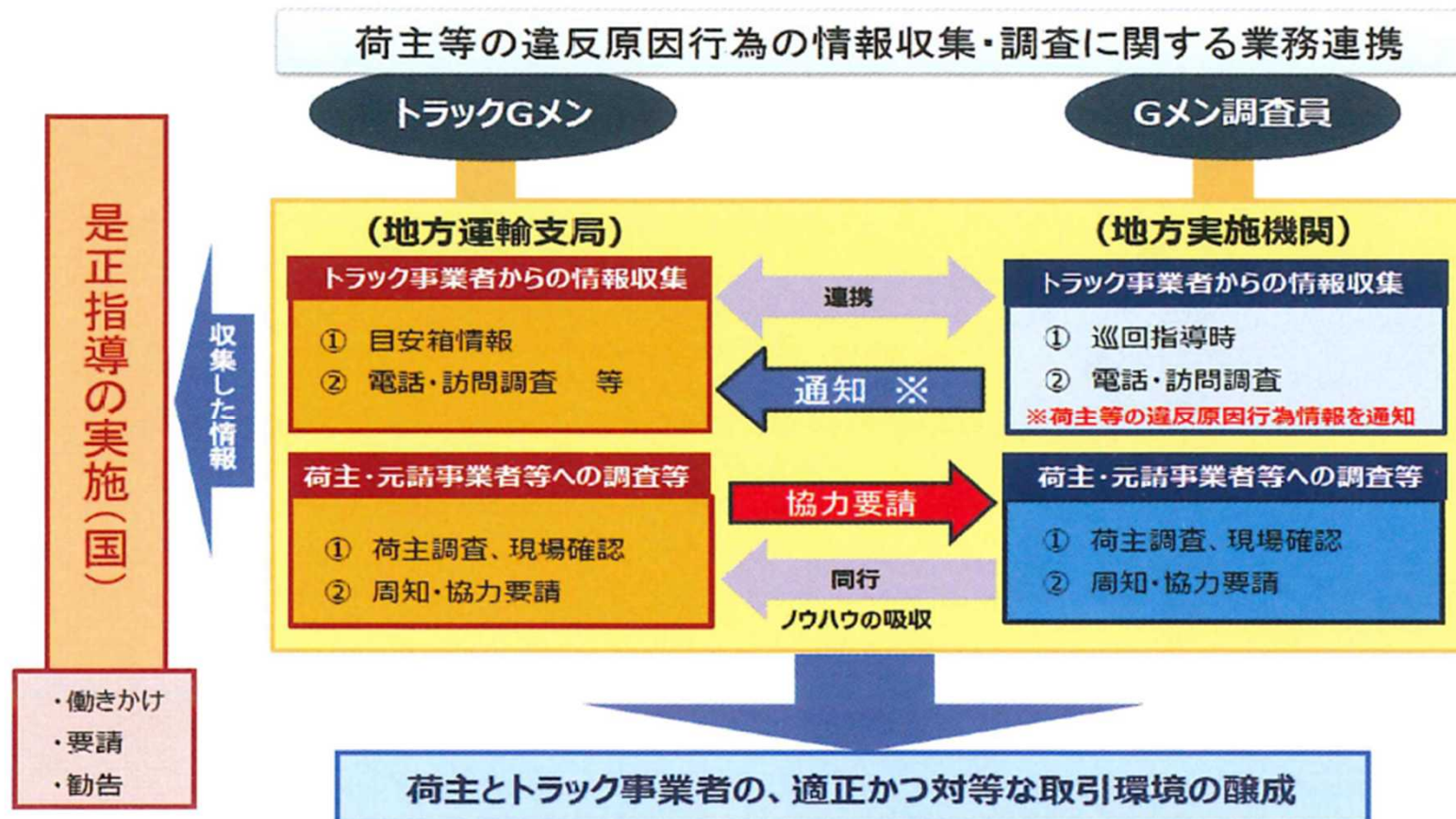
④荷主・元請事業者等へ周知・協力要請

- ・説明会や訪問などにより違反原因行為の防止、改善の協力を要請
- ・物流拠点周辺で荷待ちを行っているドライバー等に対する広報・啓発活動

※違反原因行為等の情報

- ・長時間の荷待ち
- ・契約にない附帯業務
- ・運賃・料金の不当な据置き
- ・過積載運送の指示・容認
- ・異常気象時の運送依頼
- ・無理な運送依頼
- ・白トラ委託等(令和8年4月 追加)

「トラック・物流Gメン」と「Gメン調査員」の連携



トラック協会 加入案内



大阪府トラック協会が実施している主な事業

会員に役立つ 情報を提供します

- 機関誌トラック広報による情報提供（毎月発行）
- ホームページ・FAXによる情報提供

事業計画変更等 各種相談にお応えします

貨物自動車運送事業に関する増・減産、代替等のお手続き

設備資金融資で 利子の一部を補給します

（それぞれ募集期間があります）

- 一般融資
 - ポスト新長期等導入融資（車両購入）
 - 中央近代化基金融資（補完融資）
- ※条件等あり

各種研修会、セミナー等に 参加できます

経営基盤強化、後継者育成、労務、人材確保対策、事故防止等

各種費用を助成します 各種助成事業については、一部終了あるいは追加される場合があります

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 環境対応車導入助成（CNG・ハイブリッド等） ② EMS機器、ドライブレコーダ機器、先進安全自動車（ASV）、アルコールインターロック装置、後方視野確認支援装置等の導入助成 ③ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の検査費用助成 ④ 自動車事故対策機構等が実施する適性診断（一般診断）、運行管理者・基礎講習受講料の一部助成 ⑤ ドライバー等安全教育訓練促進助成 <ul style="list-style-type: none"> ● ドライバー研修等 ⑥ 初任運転者・安全運転実技研修助成 ⑦ 運転記録証明書交付手数料の助成 ⑧ 準中型免許取得・5t限定解除助成 ⑨ アイドリングストップ支援機器導入助成 ⑩ エコタイヤ導入助成 | <ul style="list-style-type: none"> ⑪ グリーン経営認証取得助成 ⑫ 血圧計導入促進助成 ⑬ 中小企業大学校講座受講促進制度 <ul style="list-style-type: none"> ※受講料の1/3を全日本トラック協会が助成 ⑭ 経営診断受診促進事業 ⑮ 自家用燃料供給施設整備支援事業助成 ⑯ 脳健診助成事業 ⑰ インターンシップ導入促進支援事業助成 ⑱ 働きやすい職場認証制度取得助成 ⑲ 大型車用トルク・レンヂ導入助成 ⑳ 自動点呼機器導入促進助成制度 |
|--|---|

※詳しい助成の内容については当協会HPをご確認ください



移動健康相談事業を 実施し、低料金にて 健康診断を受診できます

研修室を低料金で ご利用いただけます

当会館の研修室を低料金で
ご利用いただけます
（定員15～200名まで全4室）

会員名簿を 毎年配布します

各種帳簿類を 頒布します

関係行政機関などへの報告書類や、事務所に備え付けておかねばならない用紙類などを実費で頒布します

運行管理・労務管理・ 環境対策・経営分析等に 関する刊行物を 配布します

部会にご加入 いただけます

重機部会・鉄鋼部会・百貨店部会・
路線部会・タンクトラック部会・
海上コンテナ部会・セメント部会・
取組部会・建設部会・引越部会・
青年部会